測定の概要

1 測定期間

平成27年5月~平成28年3月

2 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内87地点(41市町村)におい て地下水質の測定を実施した。測定地点の位置は別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺の井戸について、地下水質の 測定を実施した。

(3) 継続監視調査

平成元年度から26年度の調査において、ヒ素、トリクロロエチレン等が環境基準を 超過した井戸について、水質の経年的な推移を把握するために測定を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

1) カドミウム

4) 六価クロム

7) PCB

13) 1,2-ジクロロエチレン

16) トリクロロエチレン

19) チウラム

22) ベンゼン

25) ふっ素

2) 全シアン

5) ヒ素

8) ジクロロメタン

10) 塩化ビニルモノマー 11) 1,2-ジクロロエタン 12) 1,1-ジクロロエチレン

14) 1,1,1-トリクロロエタン

17) テトラクロロエチレン

20) シマジン

23) セレン

26) ほう素

3) 鉛

6)総水銀

9) 四塩化炭素

15) 1, 1, 2-トリクロロエタン

18) 1, 3-ジクロロプロペン

21) チオベンカルブ

24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

27) 1,4-ジオキサン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で検出された有害物質等について測定を行った。(硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素,ふっ素,ほう素については環境基準を超過した場合のみ。)

(3) 継続監視調査

六価クロム、ヒ素、総水銀、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチ レン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テト ラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにふっ素の測定を行った。

5 測定方法

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号) 別表の測定方法の欄に掲げる方法による。

Ⅱ 測定結果の概要

1 概況調査

県内87井戸で調査した結果、ヒ素が1井戸で環境基準を超過し、3井戸で環境基準値以下で検出された。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4井戸で環境基準を超過した。さらにトリクロロエチレンが1井戸、テトラクロロエチレンが2井戸で環境基準値以下で検出された。詳細は下表のとおり。

概況調査結果

測定項目	調 査井戸数	検 出井戸数	うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 地点最高値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
カドミウム	87	0	0		0.003 以下	0.0003
全 シ ア ン	87	0	0		検出されないこと	0.1
鉛	87	0	0		0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム	87	0	0		0.05 以下	0.005
と素	87	4	1	0.037	0.01 以下	0.005
総水銀	87	0	0		0.0005 以下	0.0005
P C B	87	0	0		検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	87	0	0		0.02 以下	0.002
四 塩 化 炭 素	87	0	0		0.002 以下	0.0002
塩化ビニルモノマー	87	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	87	0	0		0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	4	0	0		0.1 以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	87	0	0		0.04 以下	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	87	0	0		1 以下	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	4	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	87	1	0		0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン	87	2	0		0.01 以下	0.0005
1, 3- ジクロロプロペン	28	0	0		0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム	28	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	28	0	0		0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	28	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	87	0	0		0.01 以下	0.001
セレン	4	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	87	77	4	16	10 以下	0.02
ふっ素	87	14	0		0.8 以下	0.08
ほ う 素	87	33	0		1 以下	0.02
1,4- ジ オ キ サ ン	87	0	0		0.05 以下	0.005

(注)環境基準:環境基本法第16条の規定に基づき、平成9年3月に設定された。生涯にわたる飲用に際して も人の健康に影響を及ぼすことがない値。

検 出:定量下限値以上の濃度で検出されたもの。

2 継続監視調査

前年度までに確認された環境基準超過地点である 41 市町村 305 井戸について調査を行った。 その結果、ヒ素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。

継続監視調査

測定項目	調査井戸数	環境基準超過 井戸数	環境基準超過井戸 最高値(mg/L)		
鉛	0(0)	0(0)	-		
六 価 ク ロ ム	22 (22)	6(5)	3.8		
ヒ素	56 (49)	41 (42)	0. 23		
総水銀	1(1)	0(0)	-		
四 塩 化 炭 素	9 (10)	2(2)	0.017		
塩化ビニルモノマー	2(6)	0(0)	-		
1,1-ジクロロエチレン	2(6)	0(0)	-		
1,2-ジクロロエチレン	5(8)	0(0)	-		
1, 1, 1-トリクロロエタン	6(6)	0(0)	-		
トリクロロエチレン	28 (29)	9(8)	1		
テトラクロロエチレン	43 (43)	29 (28)	0.85		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	179 (164)	114 (100)	56		
ふっ素	2(2)	2(1)	9. 5		

(注) () 内は平成26年度の結果

3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準を超過または検出した地点の周辺 11 市町 74 井戸で水質調査を実施した。(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素,ふっ素,ほう素については環境基準を超過した場合のみ実施した。また,トリクロロエチレン等が検出された場合には分解生成物も併せて調査した。) その結果,ヒ素が 3 井戸,硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4 井戸で環境基準を超過した。

汚染井戸周辺地区調査

(平成28年8月4日現在)

測定項目	調査井戸数	環境基準超過 井戸数	環境基準超過井戸 最高値(mg/L)		
と 素	30	3	0.034		
塩化ビニルモノマー	19	0	-		
1,1-ジクロロエチレン	19	0	-		
1,2-ジクロロエチレン	19	0	-		
トリクロロエチレン	19	0	-		
テトラクロロエチレン	10	0	-		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	25	4	29		

表1 測定項目別測定地点数(概況調査)

測 定 項 目	測定回数	
	測定地点数 87	例是回 奴 1
全シアン	87	1
鉛	87	1
六 価 ク ロ ム	87	1
ま 素	87	1
総 水 銀	87	1
P C B	87	1
ジクロロメタン	87	1
四 塩 化 炭 素	87	1
塩化ビニルモノマー	87	1
1,2-ジクロロエタン	87	1
1,1-ジクロロエチレン	4	1
1,2-ジクロロエチレン	87	1
1,1,1-トリクロロエタン	87	1
1,1,2-トリクロロエタン	4	1
トリクロロエチレン	87	1
テトラクロロエチレン	87	1
1,3-ジクロロプロペン	28	1
チ ウ ラ ム	28	1
シマジン	28	1
チォベンカルブ	28	1
ベンゼン	87	1
セレン	4	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	87	1
ふっ素	87	1
ほう素	87	1
1,4- ジ オ キ サ ン	87	1

表2 市町村別測定地点数(概況調査)

表2 中町村別測定地点数(概況調査)											
	市町村名 地点数 市町村名			地点数	地点数 市町村名			地点数			
水	戸	市	5	牛	久	市	2	行	方	市	2
日	<u> </u>	市	5	∂	くば	市	4	鉾	田	市	2
土	浦	市	4	ひ	たちな	か 市	4	つく	ばみら	い市	2
古	河	市	2	鹿	嶋	市	2	小	美 玉	市	1
石	畄	市	1	潮	来	市	1	茨	城	町	1
龍	ケー崎	市	3	守	谷	市	1	城	里	町	2
結	城	市	1	常	陸大宮	官市	2	東	海	村	1
下	妻	市	1	那	珂	市	1	大	子	町	2
常	総	市	2	筑	西	市	2	美	浦	村	1
常	陸太田	市	6	坂	東	市	1	阿	見	町	2
高	萩	市	2	稲	敷	市	1	五	霞	町	1
北	茨 城	市	2	カュラ	すみがう	ら市	3	境		町	2
笠	間	市	3	桜	Л	市	2	利	根	町	1
取	手	市	2	神	栖	市	2	合		計	87

